成 財 第 423 号 平成28年10月3日

(あて先) 各部課かい長

成田市長 小 泉 一 成

平成 29 年度当初予算編成方針

我が国の経済は、金融、財政、成長戦略への取り組みによって、企業の収益が高水準で推移する中で、雇用・所得環境が改善し、経済再生やデフレ脱却に向けて着実な進展がみられるなど、緩やかな回復基調が続いているが、企業や家計の所得の改善が、設備投資や消費支出の増加に十分につながらないことで、国内需要が力強さを欠いていることに加え、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力の供給が下押しされ、経済成長率は微増にとどまっている。

そこで、政府は、地域が持つ魅力を最大限に引き出し、国及び地方の官民が総力を挙げて地方創生を展開することで、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、「成長と分配の好循環」を確立し、将来にわたる成長力を確保することを目標とした施策を展開しようとしている。

また、国の財政においては、急激な高齢化を背景として、年金、医療、介護などに要する社会保障給付費が大幅な増加傾向を示しており、一般会計歳出に占める社会保障費の割合が、平成2年度は17.5パーセントであったのに対し、平成28年度では33.1パーセントと倍増した。国債残高も依然として非常に高い水準にあることから、今後の社会保障の充実と安定に必要とされる財源の確保に向けて、経済・社会環境の変化を踏まえ、歳出全般にわたる大幅な見直しを行い、財政の健全化を着実に進めていくことが求められている。

このような状況において、本市の財政は、平成28年度の財政力指数が1.276と算定されるなど、全国の自治体との比較において、高い財政力を示している上、平成27年度決算における経常収支比率や健全化判断比率などの財政指標からも判断されるように、引き続き健全性が保たれている。

しかしながら、義務的経費においては、国と同様に子育て施策の拡充や高齢化の進行に 伴い、社会保障費などの扶助費の伸びが見込まれるとともに、大規模な普通建設事業の進 捗により、公債費も増加傾向にある。また、投資的経費においては、市勢の発展に伴い整 備・拡充してきた道路、橋りょう、学校などの公共施設の老朽化が進行し、施設の長寿命 化や計画的な更新が求められている。

さらに、本市が将来にわたって持続的な発展を続けていくためには、国家戦略特区事業における医学部及び附属病院の設置、第 3 滑走路の整備をはじめとする成田空港の機能強化に向けた取り組み、待機児童を解消するための子育て支援などの施策を確実に遂行していかなければならない。

また、歳入面では、本市の基幹税収である固定資産税は順調に推移するものの、今後、 少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることにより、個人住民税の大幅 な伸びは期待できず、また、市町村合併の特例措置として交付されている普通交付税が、 毎年段階的に縮減され、平成33年度には不交付となるため、財政計画上、経常一般財源の 大幅な増額を見込むことはできない。

以上のことから、平成29年度の予算編成に当たっては、健全な財政基盤を維持しながら、公共施設の老朽化に対応するとともに、本市の持続的発展を図るため、成田市総合計画「NARITAみらいプラン」で掲げた「若者や子育て世代に魅力のあるまちづくり」、「医療・福祉の充実したまちづくり」、「空港と共に発展するまちづくり」という3つの方向性に基づき、将来を見据えた施策を推進する。

そのためには、行政改革推進計画の措置事項の確実な実践により、行財政の無駄を省くとともにより一層の経費節減に努め、財源を確保した上で、「NARITAみらいプラン第2次実施計画」に計上された事務事業を対象として、更なる「選択と集中」を進めることにより、効率的かつ効果的に予算を配分するものとする。

1 総括事項

(1) 年間予算の編成

予算編成に当たっては、国及び県、経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき、予定される歳入歳出を的確に把握し、関係部課と密接な連絡を図りながら年間 予算の編成を行うこと。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係費等緊急なもの、または当初予算編成の段階で特に協議したもののほかは行わない方針である。

(2) 現行行財政制度による編成

国の予算、地方財政計画等が決定されていないため、原則として現行行財政制度に基づき編成する。

ただし、国の政策決定がなされたものや、国及び県の予算案等が判明したものについては、予算編成途中で修正する。特に、歳入における補助負担金の新設や削減、廃止等、また、歳出における扶助費等の新設については、国及び県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。なお、条例等制度の改正が前提となるものについては、予算編成と並行して庁議等に諮ること。

(3)「NARITAみらいプラン第2次実施計画」との整合

ローリングを経て策定中の「NARITAみらいプラン第 2 次実施計画」との整合を図りながら、将来都市像の実現に向けて積極的に取り組むこと。平成 29 年度の計上事業については、予算編成において確定し、当該計画にフィードバックするものである。

(4) 行政評価等の反映

実施計画のローリングと同時に実施した行政評価における事務事業評価及び市民満足度調査の結果と整合させること。

なお、議会及び監査委員からの意見については、これを十分に参酌し、早期に対応 すべきものについて計上すること。

(5) 行政改革大綱等の予算編成への活用

「成田市第 5 次行政改革大綱」に示された基本的な考え方に基づき、成田市行政改革推進計画に計上された取り組み事項の進捗状況を検証するとともに、新たな財源確保や経費の削減に積極的に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政経営に努めること。

(6) 経常的経費に係る予算編成権

経常的経費に属する事業費については、各部局に配当するので、部局長のリーダーシップの下、PDCAサイクルを念頭に置き、各事務事業について、必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる角度から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うものとする。

(7) 予算執行の平準化

債務負担行為の活用、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期未が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図り、予算執行の平準化に向けて、積極的に取り組むこと。

(8) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い、経営の合理化と経費の節減に努めるとともに、財源の確保を積極的に図り、一般会計からの繰入れについては、その繰出基準の範囲内とすることを基本とする財政運営の確保を図ること。

2 重点施策

「NARITAみらいプラン第 2 次実施計画」を踏まえ、目指すべき将来都市像である「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」の実現に向けて、平成 29 年度の重点施策は次のとおりとする。

(1) 国家戦略特区の推進による新たな都市構想の実現

東京圏国家戦略特別区域における本市への医学部新設が決定し、施設整備に係る経済効果、教職員・学生の流入に伴う消費効果、地域医療に対する貢献、医療関連産業の集積など、多くの面でまちづくりへの好影響が期待される。

こうした様々な効果を活かし、本市が将来にわたり持続的に発展していくために、医学部及び附属病院設置への取り組みを進め、国際医療学園都市構想の実現を図る。

(2) 空港の機能強化の具体化に向けた生活環境の改善と地域振興

成田空港の機能強化は、更なる雇用拡大や地域経済に大きな効果が見込まれる一方、 騒音区域住民に対する更なる配慮が求められることから、騒音・環境対策の充実、共 同利用施設や騒音地域集会所等の適正な管理、ケーブルテレビの視聴エリア拡大など、 空港周辺地域の生活環境の改善に取り組むとともに、地域の特性や資源を活かした地 域振興策を進め、空港と共生し安心して暮らせるまちを目指す。

(3) 安心して子どもを産み、子育てができる環境づくり

「子ども・子育て支援新制度」に基づく取り組みを推進することにより、保育園などの受入れ態勢の拡充、地域型保育事業の施設整備や運営の促進、保育士の確保や処遇改善に向けた取り組みなど、ソフト、ハードの両面から保育環境の充実を図ることで、待機児童の解消を図る。

また、病児・病後児保育施設の整備を進め、安心して子どもを産み、子育てができる環境を整える。

(4) 「観光のまち成田」の魅力発信と地域経済の活性化

成田特有の観光資源を活用し、成田伝統芸能まつりの開催、成田市御案内人・市川海老蔵丈による情報発信、成田山開基 1080 年祭を見据えた記念行事の検討、表参道車道の舗装整備など、「観光のまち成田」の魅力をPRする。

また、中小企業資金融資制度の拡充や、市内中小企業の人材確保を支援することにより商工業の活性化を図るほか、計画的な農業基盤の整備、農産物の輸出拠点化を踏まえた市場の再整備を推進し、地域経済の活性化に取り組む。

(5) やさしさと思いやりに満ちた福祉施策の推進

高齢者に対する在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を促進するとともに、 多様な生活支援ニーズに対応した生活支援・介護予防サービスの充実を図る。

また、障がい者に対する施設サービスの充実や、地域生活への移行・継続に対する 支援などにより、誰もが住み慣れた地域で、共に支え合って生活する社会を実現する。

(6) 空港を活用したスポーツツーリズムの推進

2018 年の世界女子ソフトボール選手権、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプや各種競技大会の積極 的な誘致・開催に取り組み、2020 年以降も継続的に市内への観光誘致や経済振興に結 び付くよう、空港を活用したスポーツツーリズムを推進する。

(7) 次代を担う子どもたちが学ぶ教育環境の整備

大栄地区における小中一体型校舎の整備、校舎の増築や大規模改修、校務支援システムの導入など、教育環境の充実を図るための施設等の整備を推進するほか、学校支援地域本部の拡充など、学校・家庭・地域が一体となった教育体制を構築し、子どもたちにとって良好な教育環境を整備する。

(8) 安全・安心でうるおいのある住環境の整備

住宅の耐震診断及び耐震改修の補助対象の拡大、地域防災計画の修正、業務継続計画の策定、防犯灯や街路灯のLED化の推進、賃貸住宅の借り上げによる低所得者向け住宅の確保など、安全・安心に暮らせるまちづくりを促進する。

また、いずみ聖地公園の拡張整備、ドッグランの整備、飼い主のいない猫の不妊・ 去勢手術費の補助など、住みやすく快適な生活環境を整える。

3 個別的事項

予算見積書の作成に当たっては、総括的事項及び重点施策を踏まえた上で、次に掲げる個別的事項に留意すること。

なお、経常的経費については、各部局を単位として、事業費ベースで配当額を提示するので、各部局の権限において、優先順位付けによる取捨選択及びより一層の創意工夫に努め、これを限度として編成するものとする。

(1) 歳入に関する事項

① 市税

税制改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、交付金

国の予算編成状況と地方財政計画の策定の方向を見極めて、的確な収入見込みを計上すること。

③ 国庫支出金、県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択の上、計上すること。

また、国及び県の動向を注視し、制度の創設、拡充、縮減、廃止等の状況把握に 努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行うものとする。

④ 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

総体的に住民サービスの向上を図るためには、受益者に応分の負担を求めることは、重要な要素であることを十分に認識し、住民負担の公平性の確保の観点と受益者負担の原則に立って、関係事務事業費の動向に即応して見直しを行い、公正な費用負担の確保に努め、見直し後の年間収入見込額を計上すること。

また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

⑤ 市債

市債の活用に当たっては、適債性、将来の財政負担を十分検討の上、基礎的財政収支を意識して見積りを行うものとする。

⑥ その他

零細又は捕捉困難な収入についても、なおざりにすることなく収入の増加に努めること。また、市が所有している財産の有効活用、不用な物品の売却、あるいは広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の徹底的な見直しを行い、"最小の経費で最大の行政効果"を挙げることを目標とすることはもとより、公と民の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないかなど改めて検証を行い、執行経費の公平性、透明性に十分留意の上、計上すること。

① 人件費

職員の適正な配置及び事務の簡素化、合理化を推進すること。

② 物件費等

旅費や物件費等の消費的経費については、徹底的に事務の洗い直しを行い、その 削減に努めること。

旅費・・・・・・・・・・・・・・・・ 全国的なものは原則廃止。審議会等の視察 は、必要最小限度を旨とし、隔年、日帰りを

原則とする。

消耗品・備品等 …… 物品の調達に当たっては、グリーン購入に努

めること。また、課内で物品を使用しなくなった時は、部内あるいは庁内に情報を発信

し、リユースに努めること。

食糧費 ………… 必要性を再検討の上、削減に努めること。

図書・追録・新聞等・・・・・ インターネットを含め、様々な媒体を最大限

に活用しながら情報収集に努め、図書、追録、新聞等あらゆる面において、必要性を再

検討し、削減に努めること。

維持管理委託 ・・・・・・・・ 施設・設備の長寿命化を図るため、日常の保

守管理に必要な委託項目をチェックし、仕様

を検討すること。

③ 維持補修費

保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

④ 補助金、負担金

補助金及び負担金については、改めて公益性を考査し、既に目的を達したもの、 効果が少ないもの等については、積極的に整理を行い、他のものについても時限等 を設けるなど、自主性・自立性を尊重する観点から、全般にわたり抜本的な見直し を行うこと。

また、各種団体に対する運営費補助金については、収益を上げることを目的とするものではないことを改めて認識し、繰越金等、その団体の収支状況を的確に把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。

なお、負担金は、原則として各負担金審議会の承認を得たもののみ計上すること。

⑤ 補助事業

国、県、市間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担の解消については、積極的に関係機関に働きかけ、財政秩序の確立に努めること。また、国及び県からの委託事業については、委託金の範囲内で賄うことを原則とする。

⑥ 投資的経費

「NARITAみらいプラン第2次実施計画」における計画事業の中から、必要性を精査した上で計上し、事業費の縮減を図ること。